

伊賀市告示第 201 号

伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）第 28 条の規定により、令和 4 年度各実施機関の当該条例の運用状況を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

## 令和4年度行政文書公開運用状況

### 1 行政文書公開の実施状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定等の内容						公開延長 決定	審査請求
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取り下げ		
市長	275	115	144	1	15			9	
議会									
教育委員会	16	4	12					1	
選挙管理委員会									
公平委員会									
監査委員	1		1						
農業委員会	2		1	1					
固定資産評価 審査委員会									
公営企業管理者	16	16							
消防長	9	6	2		1				
計	319	141	160	2	16			10	

### ※市長部局請求件数内訳

部・室・支所	請求件数	部・室・支所	請求件数
市長直属		人権生活環境部	16
総務部	7	健康福祉部	3
企画振興部	4	産業振興部	32
財務部	5	建設部	183
地域連携部	24	上野総合市民病院	1

## 伊賀市告示第 210 号

伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境におかれている市内中小企業者の事業継続を支援するため、伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）（以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本社若しくは事業所を置いている法人又は市内で事業を行っており、当該事業による収入が主たる収入である個人事業主であること。
- (2) 令和 5 年 6 月 30 日以前に創業し、支援金の交付の申請の時点で事業を行っている実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。
- (3) 令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月までの任意の 1 月において、次条に規定する対象経費の支出があること。
- (4) 原則として確定申告等を行っていること。
- (5) 支援金の交付の申請の時点において、市税に未納がないこと。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当せず、暴力団又は暴力団員が経営に事実上参画していないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。

(8) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、市内の事業所等で事業を実施するために要したガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガスに係る経費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、令和4年7月から令和5年6月までの任意の1月に支払った対象経費の額とし、10万円を上限とする。ただし、支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の場合において、支援金の額の算出の基礎となる対象経費について国、県、市等から補助金等を受けているときは、当該対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額により支援金の額を算出するものとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金エネルギー経費申立書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添えて、令和5年11月30日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、及び交付の額を確定し、伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付決定兼交付額確定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、支援金の交付が適当でないと認めるときは、伊賀市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金不交付決定通知書(様式第5号)により

当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 規則第19条第1項の規定による支援金の返還の命令は、伊賀市中小企業エネルギー価格高騰事業継続支援金返還命令書(様式第6号)による。

2 規則第19条第1項の規定により支援金の返還を命じられた者は、当該命令に従い支援金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

伊賀市告示第 202 号

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月7日

伊賀市長 岡 本 栄

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型  
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿山交流促進施設（以下「道の駅あやま」という。）及び周辺公共施設（阿山ふるさとの森公園及びあやま文化センター）の敷地において、敷地全体の管理運営業務を効率的、効果的に行うため、既存施設の改修・改築による活用並びに新しい施設の設置及び運営を行い、地域の新たな集客拠点を創出するエリアマネジメント事業を実施するに当たり、当該事業の実施主体となる事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

(組織)

第3条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治協議会の代表者

- (2) 学識経験を有する者
  - (3) 経理に関する専門的知識を有する者
  - (4) 伊賀市参与
  - (5) 伊賀市産業振興部長
  - (6) 伊賀市地域連携部長
- (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(会議の開催方法の特例)

第7条 委員長は、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法を活用した会議を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第9条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部資産経営課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月7日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 伊賀市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 131 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 1 届出者

伊賀市上野寺町自治会

代表者の氏名 坂下 充信

代表者の住所 伊賀市上野寺町 1181 番地

### 2 変更事項

#### (1) 区域

旧区域 伊賀市上野寺町地区

新区域 伊賀市上野寺町の全域

#### (2) 規約に定めた解散の事由

旧解散の事由

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項の規定による

新解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定による

### 3 変更の年月日

令和 5 年 6 月 12 日

### 4 変更の理由

規約の一部改正による変更

## 伊賀市告示第 204 号

伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月9日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱の一部を改正する告示

伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱（平成 17 年伊賀市告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(設置の届出)」に改め、同条第 1 項中「及び三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成 10 年 6 月 5 日制定。以下「三重県指導要綱」という。）」を「又は三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号。以下「三重県条例」という。）第 2 条第 2 項第 7 号」に、「産業廃棄物処理施設」を「産業廃棄物の処理施設（以下「施設」という。）」に改め、同条第 2 項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第 3 項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 号に掲げる合意形成手続終了報告書の写しは、三重県条例第 26 条の規定による提出をした後、速やかに提出するものとする。

第 2 条第 3 項第 6 号中「同意書」の次に「又は三重県条例第 26 条第 1 項に規定する合意形成手続終了報告書（以下「合意形成手続終了報告書」という。）の写し」を加え、同条第 4 項中「届出書」の次に「(添付文書を含む。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「産業廃棄物処理施設」を「事業者は、施設」に、「の変更の届出」を「を変更しようとするとき」に、「記載し」を「記載して届け出」に改め、同条第 2 項中「前項の変更届出書」を「変更届」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 5 号に掲げる合意形成手続終了報告書は、三重県条例第 29 条第 2 項の規定により準用する第 26 条の規定による提出をした後、速やかに提出するものとする。

第 3 条第 2 項第 5 号中「同意書」の次に「又は合意形成手続終了報告書の写し」を加える。

第4条中「に規定する」を「の規定による」に、「三重県指導要綱」を「三重県条例第21条第1項」に、「産業廃棄物処理事業計画書の提出日の60日」を「事業計画書又は三重県条例第29条第1項に規定する変更事業計画書の提出の日」に改める。

第5条第1項中「基づく」を「よる」に改め、「届出を受理した日から60日以内に限り」を削り、「指導又は」を「指導し、又は」に改め、同条第2項中「に規定する指導、勧告」を「の規定による指導又は勧告」に改める。

第6条第1項中「第2条に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は第3条に規定する規模等の変更を行おうとするときは」を「施設の設置等に関し」に、「市長及び事業場」を「環境の保全上必要な事項を内容とする環境保全協定を市長及び施設」に改め、「境界からおおむね500m以内の」及び「環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を三重県指導要綱に規定する産業廃棄物処理事業計画書の提出の日の前日までに」を削り、同条第2項中「前項に規定する日までに」を削る。

第7条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「第3条」を「第3条第1項」に改め、「者から」を「者（以下「届出者」という。）から」に、「産業廃棄物処理施設」を「施設」に、「届出をした者」を「届出者」に改め、同条第2項中「第2条又は第3条の規定による届出をした者」を「届出者」に、「届出をした者」を「届出者」に改め、同条第3項中「第2条又は第3条の規定による届出をした者」を「届出者」に改める。

第8条中「産業廃棄物処理施設」を「施設」に、「及び第6条に基づき」を「若しくは第6条の規定により」に、「並びに」を「又は」に、「認めた」を「認める」に改める。

第9条中「に掲げる事由が生じた場合」を「の各号のいずれかに該当するときは」に、「産業廃棄物処理施設」を「施設」に改め、同条第1号中「に定める」を「の規定による」に改め、同条第2号中「産業廃棄物処理施設」を「施設」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第10条の見出し中「氏名」を「氏名等」に改め、同条中「次に掲げる事項」を「事業者が次の各号のいずれかに」に、「場合」を「ときは」に、「事業者」を「当該事業者」に改め、「氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第1号中「定める」を「規定する」に、「事業者」を「とき。」に改め、同条第2号中「事業者」を「とき。」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「同意書」の次に「又は合意形成手続終了報告書の写し」を加える。

附 則

この告示は、令和5年8月9日から施行する。

伊賀市告示第 205 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

## 伊賀市職員選考採用募集要項

(臨床工学技士・言語聴覚士 募集)

令和 5 年度  
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
臨床工学技士	臨床工学技士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）  
第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和5年10月6日（金）  
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通  
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。  
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年8月10日（木）から9月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、9月22日（金）午後5時15分までの必着とします。

## 【※】注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記入漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

## 【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)

## 【採用予定日】

令和 6 年 1 月 1 日 (月)、令和 6 年 2 月 1 日 (木)、令和 6 年 3 月 1 日 (金) 又は令和 6 年 4 月 1 日 (月) のいずれかの日

※採用希望日を受験申込書に記入してください。ただし、現在、養成学校在学中の人は、令和 6 年 4 月 1 日 (月) となります。

## 【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地  
伊賀市立上野総合市民病院

## 【勤務条件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)】

- ◇ 初任給  
大学卒 191,700 円、短大 3 卒 185,200 円  
・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.4 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇  
年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。  
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

## 【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

# 令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	臨床工学技士・言語聴覚士 (受験する職種に○をつけてください。)	採用希望日	令和6年__月1日
------	-------------------------------------	-------	-----------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

年 月 日現在 (すべて和暦で記入してください。)

フリガナ		性別(※1)
氏名		
生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)	
フリガナ		
現住所		TEL - -
	緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ		
連絡先(※2)		TEL - -

**写真**  
縦4cm  
横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。  
 ※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)						
学 校 名	学 部 名	学 科 名	期 間	区 分		
			年 月から 年 月まで	卒 卒見	年 年	中退 在学
			年 月から 年 月まで	卒 卒見	年 年	中退 在学
			年 月から 年 月まで	卒 卒見	年 年	中退 在学
			年 月から 年 月まで	卒 卒見	年 年	中退 在学
			年 月から 年 月まで	卒 卒見	年 年	中退 在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))			
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。			
勤 務 先	所 在 市 町 村	期 間	
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記入してください。	
取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名 (自署のこと。)

伊賀市告示第 206 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
2 級 1315	旧 新	愛宕町緑ヶ 丘南町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 4220 番地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 4354 番地先	7.8~9.2	161.4
	新	愛宕町緑ヶ 丘南町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 4220 番地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 4354 番地先	9.1~10.5	161.4

伊賀市告示第 207 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2 級 1315	愛宕町緑ヶ丘南町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 4220 番地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 4354 番地先	令和 5 年 8 月 25 日

伊賀市告示第 208 号

伊賀市立依那古保育所、依那古第 2 保育所民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 14 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市立依那古保育所、依那古第 2 保育所民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示

伊賀市立依那古保育所、依那古第 2 保育所民営化事業者選定委員会設置要綱（令和 2 年伊賀市告示第 55 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 209 号

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「訓練促進給付金の支給対象者」を「訓練促進給付金の支給の対象となる者（以下「訓練促進給付金対象者」という。）」に、「修了支援給付金の支給対象者」を「修了支援給付金の支給の対象となる者（以下「修了支援給付金対象者」という。）」に改め、同項第 3 号中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項ただし書中「平成 30 年 4 月 1 日より」を削り、「で修了する」を「で修業する」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び」を「訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象者と」に、「当該対象者」を「当該訓練促進給付金対象者」に改め、「扶養義務者で」の次に「当該訓練促進給付金対象者と」を加え、「前年度」を「前年度」に、「母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 31 条に規定する母子家庭自立支援給付金又は同法第 31 条の 10 に規定する父子家庭自立支援給付金に係

る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者」に改め、同条第2項第1号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び」を「修了支援給付金対象者及び当該終了支援給付金対象者と」に改める。

第7条中「及び」を「又は」に改める。

第8条第1項中「。以下「支給申請書」という。）を」を「」により」に、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「申請」の次に「(以下「支給申請」という。)」を加え、同条第3項中「の支給申請書の提出に際して」を「に係る支給申請をするとき」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「公募」を「公簿」に、「添付書類を省略させる」を「省略する」に改め、同項第1号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその」を「訓練促進給付金対象者及びその扶養している」に改め、同項第2号中「当該対象者」を「訓練促進給付金対象者」に、「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「訓練促進給付金対象者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「該当する場合」を「掲げる者にあつて」に、「母子家庭の母又は父子家庭の父及び」を「訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象者と」に、「それ」を「第6条第1項第1号に掲げる者に該当すること」に改め、「(当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。))を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第4項中「の支給申請書の提出に際して」を「に係る支給申請をするとき」に改め、同項ただし書中「公募」を「公簿」に、「添付書類を省略させる」を「省略する」に改め、同項第1号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父」を「修了支援給付金対象者」に改め、「その」の次に「扶養している」を加え、同項第2号中「当該対象者」を「修了支援給付金対象者」に、「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「修了支援給付金対象者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「母子家庭の母又は父子家庭の父」を「修了支援給付金対象者」に改め、同号を同項第3号とし、第5号中「該当する場合」を「掲げる者にあつて」に、「母子家庭の母又は父子家庭の父及び」を「修了支援給付金対象者及び当該修了支援給付金対象者と」に、「それ」を「第6条第2項第1号に掲げる者に該当すること」に、「限るものとし、当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及

びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）」を「限る。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「支給申請書を受理した」を「申請を受けた」に改め、「支給要件及び講座受講の必要性の」を削り、「」を「」により」に改め、同条第2項中「支給の決定審査」を「前項の規定による審査」に改める。

第10条第1項中「訓練促進給付金等の支給を受けている」を「前条第1項の規定による訓練促進給付金等の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた」に改め、「各月」の次に「における当該支給の決定に係る養成機関へ」を加える。

第11条第1項中「受給者が」を「受給者は」に改め、同項第5号中「その他支給要件」を「前各号に掲げる場合のほか、支給要件」に改め、同条第2項中「をやむ」を「やむ」に、「うえ」を「上」に改める。

第13条中「訓練促進給付金等の支給決定を受けている者」を「受給者」に、「その支払い」を「訓練促進給付金等の支給」に、「を市長に提出し」を「により市長に請求し」に改める。

第14条の見出しを「(修了報告)」に改め、同条第1項中「受給者が、修業期間」を「受給者は、養成機関」に、「」を「」により」に、「届け」を「報告し」に改める。

様式第1号中「第8条の規定により」を「第8条第1項の規定により」に改め、「印」を削り、「第8条の規定に定める」を「第8条第3項又は第4項に規定する」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和5年8月22日から施行する。

## 伊賀市告示第 211 号

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「受給資格者」を「支給対象者」に改め、同項第 1 号中「受講開始日現在」を「前条第 1 号又は第 2 号に掲げる講座を受講する支給対象者のうち、受講開始日現在」に、「受給資格者（前条第 1 号及び第 2 号の講座を受講する者）」を「もの」に、「当該受給資格者が対象教育訓練」を「当該支給対象者が当該講座」に改め、同項第 2 号中「受講開始日現在」を「前条第 3 号に掲げる講座を受講する支給対象者のうち、受講開始日現在」に、「受給資格者（前条第 3 号の講座を受講する者）」を「もの」に、「当該受給資格者が対象教育訓練」を「当該支給対象者が当該講座」に、「20 万円」を「40 万円」に、「80 万円」を「160 万円」に改め、同項第 3 号中「受講開始日現在」を「前条各号に掲げる講座を受講する支給対象者のうち、受講開始日現在」に、「の受給資格者」を「のもの」に、「当該受給資格者」を「当該支給対象者」に、「訓練給付金の」を「、訓練給付金の」に改める。

第 6 条第 1 項中「給付金」を「訓練給付金」に改め、「者」の次に「（以下「受給希望者」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「、前項」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父の就業希望職種」を「受給希望者の就業希望職種」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験」を「当該受給希望者の職業経験」に改める。

第 7 条第 1 項中「訓練給付金の支給を受けようとする者」を「受給希望者」に改め、「。以下「対象講座指定申請書」という。」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条ただし書中「公募等」を「公簿等」に、「省略させる」を「省略する」に改め、同項第 1 号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父」を「受給希望者」に改め、同項第 2 号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父に」を「受給希望者に」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父が」を「当該受給希望者が」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父の」を「当該受給希望者の」

に改め、「とする。」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を削る。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「対象講座指定申請書を受理した」を「申請を受けた」に、「対象講座」を「当該申請をした者が希望する対象講座」に、「可否決定を行い」を「可否を決定し」に改め、「。以下「対象講座指定通知書」という。」を削り、「、又は」を「又は」に、「を当該申請者」を「により当該申請をした者」に改め、同条第2項中「教育訓練講座指定」を「前項の規定による対象講座の指定」に改め、同項第1号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父」を「受給希望者」に改め、同条第3項中「受講開始前に対象講座指定申請書を提出」を「受講希望者が受講開始前に前条第1項の規定による申請を行うことが」に、「前条第1項」を「同項」に改める。

第9条第1項中「訓練給付金の支給を受けようとする者」を「前条第1項の規定による対象講座の指定の決定を受けた受給希望者」に、「対象講座受講修了日から起算して30日以内」を「当該対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給希望者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）」に改め、「。以下「支給申請書」という。」を削り、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、「。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に提出しなければならない」を削り、同条第2項中「支給申請書の提出」を「前項の規定による申請」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「公募等」を「公簿等」に、「添付書類を省略させる」を「省略する」に改め、同項第1号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父」を「受給希望者」に改め、同項第2号中「当該母子家庭の母又は父子家庭の父に」を「受給希望者に」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父が」を「当該受給希望者が」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父の」を「当該受給希望者の」に改め、「とする。」を削り、同項第3号を次のように改める。

### (3) 自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書

第9条第2項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第10条中「前条」を「前条第1項」に、「支給申請書を受理した」を「申請を受けた」に、「当該母子家庭の母又は父子家庭の父」を「当該申請をした者」に、「可否決定を行い」を「可否を決定し」に、「、又は」を「又は」に、「を当該申請者」を「により当該申請をした

者」に改める。

第11条中「対象講座の指定」を「第8条の規定による対象講座の指定の決定」に、「給付金の支給申請」を「第9条の規定による申請をする日」に、「を市長に提出し」を「により市長に届け出」に改め、同条第4号中「その他受給要件」を「前3号に掲げるもののほか、受給要件」に改める。

第12条中「訓練給付金の支給決定を受けている」を「第10条の規定による支給の決定を受けた」に、「を市長に提出し」を「により市長に請求し」に改める。

第13条中「申請者」を「、受給希望者」に、「給付金の支給決定」を「第10条の規定による支給の決定」に改め、「又は」の次に「訓練給付金の」を加え、「給付金の」を「当該訓練給付金の支給」に、「給付金が」を「訓練給付金が」に、「当該給付金」を「当該訓練給付金」に改める。

様式第1号中

「

⑫児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印
-------------------	---

を

」

「

⑫児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)
-------------------	---

に、

」

「に20万円」を「に40万円」に、「80万円」を「160万円」に、「記入捺印」を「記名」に改める。

様式第4号中「に20万円」を「に40万円」に、「80万円」を「160万円」に改める。

様式第6号中

「

⑫児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印
-------------------	---

を

」

「

⑫児童扶養手当の受給の 証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)
-------------------	---

に、

」

「記入捺印」を「記名」に改める。

附 則

この告示は、令和5年8月30日から施行する。